

安全データシート

製品名 次亜塩素酸ソーダ

作成日 2010年4月 1日

改定日 2026年3月 10日

1. 化学品及び会社情報

製品名 次亜塩素酸ソーダ
会社名 株式会社シケケミカル
住所 石川県金沢市間屋町1丁目14番地
電話番号 076-238-7623
FAX番号 076-238-7641
推奨用途 工業用途
使用上の制限 推奨用途以外の用途へ使用する場合は専門家の判断を仰ぐこと

2. 危険有害性の要約

【GHS分類】

爆発物	分類対象外
可燃性又は引火性ガス	分類対象外
エアゾール	分類対象外
支燃性又は酸化性ガス	分類対象外
高压ガス	分類対象外
引火性液体	区分外
可燃性固体	分類対象外
自己反応性化学品	区分外
自然発火性液体	分類できない
自然発火性固体	分類対象外
自己発熱性化学品	分類できない
水反応可燃性化学品	区分外
酸化性液体	分類できない
酸化性固体	分類対象外
有機過氧化物	分類対象外
金属腐食性	区分1
急性毒性：経口	区分4
急性毒性：経皮	分類できない
急性毒性：吸入（ガス）	分類できない
急性毒性：吸入（蒸気）	分類できない
急性毒性：吸入（粉塵・ミスト）	分類できない
皮膚腐食性又は皮膚刺激性	区分1
眼に対する重篤な損傷又は眼刺激性	区分1
呼吸器感作性	分類できない
皮膚感作性	分類できない
生殖細胞変異原性	分類できない
発がん性	分類できない
生殖毒性	分類できない
特定標的臓器毒性（単回暴露）	区分3
特定標的臓器毒性（反復暴露）	分類できない
吸引性呼吸器有害性	分類できない
水生環境有害性（急性）	区分1
水生環境有害性（長期間）	区分1

[次亜塩素酸ソーダ]

【ラベル要素】

絵表示 (GHS-JP)



注意喚起語	危険
危険有害性情報 (物理化学的危険性)	金属腐食のおそれ
危険有害性情報 (健康有害性)	飲み込むと有害 重篤な皮膚の薬傷 重篤な眼の損傷 呼吸器への刺激のおそれ
危険有害性情報 (水生毒性)	長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性
(安全対策)	予防策については、「7.取扱いおよび保管上の注意」、「8.暴露防止措置及び保護措置」を参照。 他の容器に移し替えないこと。 この製品を使用する時に、飲食または喫煙しないこと。 取扱い後はよく手、顔を洗うこと。 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。 粉じんまたはミストを吸入しないこと。 環境への放出を避けること。 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
(応急措置)	応急処置については、「4.応急措置」、「5.火災時の措置」を参照。 飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。 皮膚（または髪）に付着した場合：直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ、取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に取り外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。直ちに医師に連絡すること。 気分が悪い時は、医師に連絡すること。 物的被害を防止するため流出したものを吸収すること。 漏出物を回収すること。
(保管)	保管については、「7.取扱い及び保管上の注意」を参照。 耐腐食性、耐腐食性内張りのある容器に保管すること。 施錠して保管すること。
(廃棄)	換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。 廃棄については、「13.廃棄上の注意」参照。 内容物／容器を、国際／国／都道府県／市町村の規則に従って廃棄すること。

[次亜塩素酸ソーダ]

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物
化学名 次亜塩素酸ナトリウム溶液

化学名	CAS 番号	濃度	化学式	官報公示整理番号	
				化審法番号	安衛法番号
次亜塩素酸ナトリウム	7681-52-9	～12%	NaClO	1-237	なし(公表化学物質扱い)
水酸化ナトリウム	1310-73-2	～2%	NaOH	1-410	なし(公表化学物質扱い)
塩化ナトリウム	7647-14-5	～11%	NaCl	1-236	7-(3)-1053

次亜塩素酸ナトリウムの含有量：約 12% (有効塩素)

《水及びその他》

CAS No. 記載せず
含有量 ≥ 75%

4. 応急処置

飲み込んだ場合 水でよく口の中を洗わせ、速やかに医師の手当てを受ける。意識があっても嘔吐を催すような刺激を与えたり、無理に吐かせてはならない。

吸入した場合 新鮮な空気のある場所に移し安静にする。速やかに医師の手当てを受ける。

皮膚に付着した場合 汚染された衣服、靴を直ちに脱ぎ、製品に触れた部分を多量の水で洗い流し、さらに石鹼を用いて水で十分に洗う。
速やかに医師の診察を受ける。

目に入った場合 まぶたをよく開かせて、直ちに多量の清浄な流水(水道水)で15分間以上洗浄(眼球、瞼の隅々まで)した後、直ちに医師の手当てを受ける。

5. 火災時の措置

火災時の措置 不燃性
周辺火災の場合、速やかに容器を安全な場所に移す。移動できない場合、容器に放水し、冷却する。加熱により分解し、支燃性の酸素ガス等を生じるおそれがある。

適する消火剤 周辺火災の場合：水
不適切な消火剤 炭酸ガス、酸性の粉末消火剤

消火を行う者の保護 風上に立ち蒸気を避ける。自給式呼吸器および防護服を着用する。

6. 漏出時の措置

漏出時の措置 人を避難させ、飛散・漏出した場所の周辺にロープを張り、「立入禁止」の措置を行う。

作業の際は保護具を着用し、風上で作業をする。保護具については「暴露防止措置」を参照の事。

漏出した場所に土砂等で堰を作り、液が広がらないようにし、そのまま又は乾燥した土砂等(不燃性物質)に吸収させて密閉容器にできるだけ回収する。

回収した後は、亜硫酸ナトリウム等で処理し、多量の水で洗い流す。

危険を伴わない場合は漏洩部を塞ぐ。

[次亜塩素酸ソーダ]

7. 取り扱い及び保管上の注意

忌避物質(物質名)	酸性物質
取り扱い	眼や皮膚を刺激し腐食するので、取り扱う場合は、保護具着用のこと。保護具については、「暴露防止措置」参照の事。 取扱場所の近くに洗眼器やシャワー等を設置する。 取扱後は、顔や手等の露出部分を石鹼を用いてよく洗う。 屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。 作業中に温度が上昇したり、重金属類の混入があると分解し酸素ガスを発生する。 酸と接触したり、pH が低下すると塩素ガスの発生が起きるので注意が必要である。
保管	アルカリ性なので酸性物質と同じ場所に貯蔵又は保管しない。 直射日光を避け、換気のよい冷暗所に保管する。 重金属（ニッケル、コバルト、銅等）は分解を促進するので、これらが貯蔵容器中に混入しないように注意する。 腐食性があるので鉄製の容器は使用しない。 アルミ製の容器は使用しない。

8. 暴露防止及び保護措置

《次亜塩素酸ナトリウム》	
厚生労働省（管理濃度）	設定されていない
日本産業衛生学会（許容濃度）	記載なし（2025年度）
《塩化ナトリウム》	
厚生労働省（管理濃度）	設定されていない
日本産業衛生学会（許容濃度）	設定されていない（2025年度）
《水酸化ナトリウム》	
厚生労働省（管理濃度）	設定されていない
日本産業衛生学会（許容濃度）	2mg/m ³ （最大許容濃度）（2025年度）
設備対策	屋内使用の場合、装置を密閉化し、局所排気装置を設置する。全体排気装置も設置することが望ましい。取扱い場所の近くに、シャワー・洗眼器を設置する。
保護眼鏡	ゴーグル、フェイスシールド（防毒マスクの場合は防災面の着用を推奨する）
保護手袋	ゴム・塩ビ等の不浸透性手袋
呼吸用保護具	ハロゲンガス用防毒マスク（漏洩時、空気マスク）
保護衣	ゴム衣、ゴム長靴

9. 物理的及び化学的物質

形状	液体
色	淡黄色
臭い	塩素臭
分解	常温で徐々に分解する
密度	真密度：1210～1230kg/m ³ （20℃）
pH	12～14
引火点	なし（不燃性）
発火点	なし
酸化性	あり

[次亜塩素酸ソーダ]

10. 安定性及び反応性

安定性・反応性 空気中の炭酸ガスの作用により有害な塩素を徐々に放出する。熱や光に不安定で、常温でも徐々に分解し酸素を放出する。また、日光(紫外線)により分解が促進される。
酸が添加されpHが7以下になると、急激に分解して有害な塩素を発生する。pHが低下するとともに分解が促進される。
アミン類やアンモニアと反応して爆発性の三塩化窒素を生成する。コバルト、ニッケル、銅等の重金属やそれらの塩類が存在すると著しく分解が促進される。

11. 有害情報

有害性情報 眼、鼻、喉の粘膜ならびに皮膚の炎症と痛み。皮膚に水泡生成、吸入により咳、窒息発作、肺水腫(数時間遅れで)。
誤飲すると、口腔の灼熱感、悪心、嘔吐、甚だしい場合は、昏睡、胃穿孔。
皮膚刺激性 長時間触れると水泡を生じる。
眼刺激性 激しい痛みがあり角膜が侵される。
その他刺激性 鼻・のど刺激性 咳、窒息発作、肺水腫(数時間遅れて出ることあり)、慢性気管支炎を起こすことがある。
急性経口毒性 LD50(マウス) ♂ : 6.8ml/kg ♀ : 5.8ml/kg 有効塩素 10% [*01]
幼児経口致死量(ヒト(幼児)) : 15~30ml 5%液 [*02]

12. 環境影響情報

環境影響情報 水生生物に有毒である。塩素生成による害もある。
その他急性毒性 LD50 (フアッドヘッドミノー) : 5.9mg/L (96h) [*03]
LD50 (グラスシュリンプ) : 52mg/L (96h) [*03]

13. 廃棄上の注意

廃棄上の注意 内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。
処理を外部に委託する場合は、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託する。
作業の際は、保護具を着用する。保護具については「8.ばく露防止及び保護措置」を参照の事。
亜硫酸ナトリウム水溶液等の還元剤で処理した後、多量の水で希釈する。
使用済み包装容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去した後、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

14. 輸送上の注意

輸送上の注意 荷役中の取扱いは、慎重丁寧に行い、転倒・落下・引き摺り等によりコンテナに衝撃を加えたり、破損させてはいけない。
ローリーやコンテナは専用とし、他の物質と共有してはならない。
コンテナ輸送の際は、容器をしっかりと車両に固定し、動揺・摩擦・転落しないように積載し、酸類や有機薬品と混載しないように注意する。
ローリー又はコンテナへの充填又は客先での払出し時には保護眼鏡、ゴム手袋、保護衣等の保護具を着用し、充填又は払出しパイプ中の液は作業後完全に抜き取る。
国連分類(クラス) 8(腐食性物質)
国連分類(容器等級) III
国連分類(国連番号) 1791(次亜塩素酸塩(水溶液))
緊急時応急措置指針番号 154

[次亜塩素酸ソーダ]

15. 適用法令

労働安全衛生法	危険物・酸化性の物（施行令別表第1第3号） 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9） 水酸化ナトリウム（政令番号：319） 名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号～第2号別表第9） 水酸化ナトリウム 腐食性液体(労働安全衛生規則第326条) か性ソーダ溶液 皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・4該当物質の一覧) 水酸化ナトリウム 次亜塩素酸ナトリウム(有効塩素濃度:6~15%の水溶液)
毒物及び劇物取締法	非該当
水質汚濁防止法	指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3) 水酸化ナトリウム
消防法	非該当
海洋汚染防止法	個品運送P(施行規則第30条の2の3、国土交通省告示) 次亜塩素酸塩(水溶液) 有害でない物質(施行令別表第1の2) 水 有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1) 水酸化ナトリウム溶液 次亜塩素酸ナトリウム溶液 有害液体物質(Z類同等の物質)(環境省告示第148号第3号) 塩化ナトリウム溶液
船舶安全法	腐食性物質（危規則第2, 3条危険物告示別表第1）
航空法	腐食性物質（施行規則第194条危険物告示別表第1）
港則法	その他の危険物・腐食性物質（法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表）
道路法	車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)
化学物質排出把握管理促進法（P R T R法）	非該当
労働基準法	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)

16. その他の情報

記載内容の問合せ先

株式会社シキケミカル 本社
TEL：076-238-7623
FAX：076-238-7641

引用文献

GHSに対応したMSDS（日本ソーダ工業会），2021
[*01] 門馬純子ら：食品衛生学会誌，Vol.27,P.553～560(1986)
[*02] 東京連合防火協会編、危険物データブック，丸善(1993)
[*03] Curtis, M.W. , Ward, C.H.: Aquatic toxicity of forty industrial chemicals : Testing in support of hazardous substance spill prevention regulation. Journal of Hydrology 51,359-367(1981)

記載内容の取扱

記載内容は現時点で入手できた資料や情報データに基づいて作成していますが、含有量、物理化学的性質、危険・有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。また、注意事項は通常の手取を対象としたものなので、特別な手取をする場合には、新たに用途・用法に適した安全対策を実施のうえ、利用してください。